

令和2年度答申第2号
令和2年4月9日

諮問番号 令和元年度諮問第119号（令和2年3月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年11月20日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から平成31年2月19日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練（1日6時限）について、平成31年2月8日は全日、同月15日は1時限目から3時限目まで欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年2月22日付け））

- (3) 審査請求人は、平成31年2月22日、処分庁に対し、同年1月20日から同年2月19日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、同月22日、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（平成31年2月22日付け）、職業訓練
受講給付金支給状況（支給記録））

- (4) 審査請求人は、平成31年4月22日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (5) 審査庁は、令和2年3月18日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却す

べきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

平成31年2月8日の欠席は、同日に予定されていた生活保護費の入金がないことについてC庁に説明を受けに行ったためであり、本件不支給決定の取消しを求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042（2）へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」等が示されている。
- 2 本件支給単位期間において、審査請求人は、平成31年2月8日は生活保護関係で医療券を受け取るために本件訓練を欠席し、同月15日は担当の講師が嫌いであるとの理由で本件訓練の1時限目から3時限目までを欠席している。
- 3 審査請求人は、平成31年2月8日の欠席は「やむを得ない理由」によるものと主張しているが、処分庁は、同月15日の1時限目から3時限目までの欠席の理由が「やむを得ない理由」に該当しないことを根拠に本件不支給決定を行ったものであり、同月8日の欠席によって判断したものではない。
- 4 「やむを得ない理由」による欠席の取扱いについて、処分庁は、支援指示の時点や、平成31年2月8日及び同月15日は電話で、同月22日（指定来所日）はA公共職業安定所で、それぞれ審査請求人に伝えた。
- 5 以上により、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はう

かがわれない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 本件不支給決定が口頭で行われていることについて

本件不支給決定は、審査請求人が平成31年1月20日から同年2月19日までの本件支給単位期間について給付金の申請（本件申請）をしたところ、これを不支給としたものであるが、決定通知書等の書面をもって行われておらず、審査庁の説明によれば、同月22日に行われた本件申請に対し、審査請求人に対して同日口頭で不支給を告げたとされる。

本件不支給決定を口頭で行ったこと自体が直ちに違法となるものではないが、不支給決定を口頭で通知するにしても、処分の理由が適切に示される必要がある。

(2) 本件不支給決定の理由の提示について

審査請求人は、本件支給単位期間中、平成31年2月8日及び同月15日に欠席している。

審査庁の説明によれば、処分庁は、平成31年2月15日の欠席が「やむを得ない理由」に該当しないことを根拠に本件不支給決定を行ったもので、同月8日の欠席によって不支給と判断したものではないとされている。

しかし、処分庁が本件不支給決定を審査請求人に告げた際に審査請求人に交付したとされる支給記録によれば、不支給の理由として「2月8日欠席、2月15日遅刻のやむを得ない理由以外の欠席があるため」と記載されており、審査請求人は、本件審査請求において、平成31年2月8日の欠席は「やむを得ない理由」によるものである旨の主張を行っている。

平成31年2月8日の欠席については、審査請求人は生活保護の受給の件でC庁に行ったためと申し立てており、そのような理由での欠席は、事情によっては「やむを得ない理由」による欠席に当たる可能性もある。

一方、平成31年2月15日の欠席については、「やむを得ない理由」に当たる事情は認められない。

そうすると、本件不支給決定は、そもそも書面によって行われていないので理由として何が提示されたのか明確でないこと自体問題であるが、「やむを得ない理由」に当たり得る欠席とこれに当たらない欠席の両方を理由として告げてなされた疑いが大きい。

不支給決定を行うに当たっては、これを書面で行うにせよ、口頭で行うにせよ、不支給の理由が具体的に示されなければならない、本件では、最低限

どの訓練日の欠席が「やむを得ない理由」に当たらないとしたのか明確に示す必要がある。

理由の提示には、行政の恣意を抑制し、慎重な判断を確保するという機能とともに、審査請求人に対して争訟提起上の便宜を図る機能が存するが、現に審査請求人が平成31年2月8日の欠席が「やむを得ない理由」に当たると主張して審査請求に及んでいることをみても、審査請求人に対する争訟提起上の便宜を図る機能が無視されており、本件不支給決定における理由提示の不備は看過できず、手続上の違法を構成するというべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史